

福井坂井地区広域市町村圏事務組合非常勤の特別職職員の議員報酬等に関する条例

昭和46年3月9日

条例第3号

改正	昭和48年3月31日	条例第1号	平成6年4月1日	条例第2号
	昭和49年3月30日	条例第1号	平成13年11月30日	条例第1号
	昭和50年3月27日	条例第1号	平成17年3月29日	条例第1号
	昭和53年3月28日	条例第1号	平成20年12月1日	条例第1号
	昭和63年3月31日	条例第1号	令和2年3月26日	条例第1号
	平成4年4月1日	条例第1号		

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項及び第203条の2第5項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別職の職員で非常勤のものに対する議員報酬又は報酬(以下「議員報酬等」という。)の額及びその支払方法について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 議会の議員
- (2) 監査委員
- (3) 法令又は条例で定める執行機関の附属機関の委員、その他非常勤の構成員(以下「附属機関の委員等」という。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、臨時的又は非常勤の調査員、嘱託員及びその他の非常勤職員(以下「その他の非常勤職員」という。)

(議員報酬)

第2条 議会の議員に支給する議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(監査委員等の報酬)

第3条 第1条第2号から第4号までに掲げる職員に支給する報酬の額は、別表第2のとおりとする。

(支給方法)

第4条 年額報酬の支給の始期及び終期は年額を12で除して得た額をもって月額による報酬の額を定め、その支給日は、1月分から3月分に相当するものについては3月30日、4月分から6月分に相当するものについては6月30日、7月分から9月分に相当するものについては9月30日、10月分から12月分に相当するものについては12月30日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を支給日とする

- 2 第1条第1号及び第2号に掲げる者が月の途中で就任したときに支給する議員報酬等は、就任をした日とその日の属する月の初日から15日までのときはその月から、就任をした日とその日の属する月の16日から末日までのときはその月の翌月から支給する。
- 3 第1条第1号及び第2号に掲げる者が月の途中で退任、解職その他の理由で職を失うこと(以下「失職」という。)となったときに支給する議員報酬等は、失職をした日とその日の属する月の初

日から15日までのときはその月の前月まで、失職をした日とその日の属する月の16日から末日までのときはその月まで支給する。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日条例第1号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月30日条例第1号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月27日条例第1号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月28日条例第1号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月31日条例第1号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日条例第1号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日条例第2号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月30日条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福井坂井地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の規定は、平成20年9月1日から適用する。

附 則(令和2年3月26日条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区分	種別	議員報酬額
議長	年額	51,000円
副議長	〃	45,000円
議員	〃	39,000円

別表第2(第3条関係)

区分	種別	報酬額
監査委員	年額	39,000円
附属機関の委員等	予算の範囲内において、その職務の内容と責任の度合いに応じ、他の職員との権衡を考慮して任命権者が別に定める。	
その他の非常勤職員		